

岩手県告示第370号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可した。

令和6年7月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等又は農作業の委託

(1) 農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を行う者 水野新一ほか7名（別紙のとおり。）

(2) 農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を受ける土地 気仙郡住田町上有住字宇南田3番4ほか28筆（別紙のとおり。）

2 農地中間管理機構による賃借権の設定等又は農作業の委託

(1) 賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける者 高橋文三ほか21名（別紙のとおり。）

(2) 賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける土地 和賀郡西和賀町沢内字弁天27地割183番ほか82筆（別紙のとおり。）

3 認可年月日 令和6年7月4日

備考 「別紙」は、省略し、岩手県農林水産部農業振興課に備えておいて縦覧に供する。